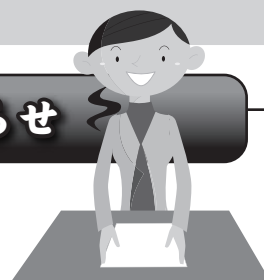




平成29年度臨時福祉給付金(経済対策分)のお知らせ



臨時福祉給付金

平成26年4月に実施した消費税引き上げに伴う所得の少ない方への影響を緩和します。

◆支給対象者

平成28年1月1日において四万十町に住民登録があり、平成28年度町県民税が課税されていない方

(ただし、次の方は除く)
・平成28年度市町村民税が課税されている方の扶養親族・専従者など
・生活保護制度内で対応される被保護者など

◆支給額

支給対象者1人につき1万5千円
※支給は1回です。

◆申請手続き

給付の対象となる可能性のある方には5月下旬より6月にかけて順次申請書を送付します。

◆申請受付期間

平成29年5月30日～平成29年9月29日
※申請から支給まで1か月から2か月程かかります。

【お問い合わせ先】

厚生労働省「給付金専用ダイヤル」 ☎0570-037-192
臨時福祉給付金：健康福祉課 ☎22-2949

ひとり親家庭医療費受給者証の更新申請について

町民課 ☎22-3117
大正町民生活課 ☎27-0112
十和町民生活課 ☎28-5112

【提出期限】6月30日(金)
未申請の方、交付申請が却下された方も、今回の受給要件を満たしていれば助成を受けることができます。該当する方は6月中に申請をお願いします。

【更新申請に必要なもの】

- 更新申請書
 - 生計状況に関する調査票
 - 健康保険証(受給者全員)
 - 印鑑(認印)
- ※状況によりほかの書類が必要な場合があります。案内文書をご覧ください。

【受給要件】
生計を共にする方
全員に平成28年分所得税が課税されていないこと。

現在受給資格をお持ちの方に更新申請書を発送します。
引き続き助成を受けるためには、この申請書の提出が必要です。未提出の場合、助成を受けることができません。



一日行政相談 を開設します

「一日行政相談」を開設します。
国の仕事やサービスで困っていること、分からないことがありましたら、お気軽に行政相談委員にご相談ください。



無料・
秘密厳守です

窪川地域

◆相談日 7月11日(火)

◆時間・場所

午前10時～午後3時(正午～午後1時を除く)
四万十町農村環境改善センター 第1会議室

◆行政相談委員

森 英真

【お問い合わせ先】総務課 ☎22-3111

環境コーナー

「ごみステーション」について

機構改革により、平成29年度から四万十町役場の環境部門が上下水道課と統合され、環境水道課になりました。今月より本コーナーで、環境に関するお知らせを毎月行います。今回は「ごみステーション」についてです。

四万十町では、各家庭から排出される一般廃棄物の収集はステーション方式を採用しています。ステーション方式とは、あらかじめ決められた集積所に家庭からごみや資源物を持ち出し、それを集める方式です。「ごみステーション」は許可制となっており、管理は許可を受けた各地区や、常会の方が行っています。

ステーション方式のメリットとしては、戸別収集と比べ収集の効率化が図られるため、収集に掛かる費用を安く抑えることができます。



しかし、ステーション方式のデメリットとして、排出者を特定できないため、マナー違反、ルール違反が発生しやすく、それと共にカラスや野良猫の被害が生じ、美観を損ねる場合があります。

町内の「ごみステーション」でも、排出されるごみの分別ができていない、収集日が違う、ごみ袋に入れていないなど、様々な問題が起きています。



ごみ袋に入っていない

分別ができていない

収集日がちがう

「ごみステーション」は、単なるごみ置き場ではなく、正しく分別されたごみを集めるために設置された集積所です。分別の方法として大まかに「可燃ごみ」「金物類」「ビン・ガラス・陶器・蛍光灯・電球・電池」「ペットボトル・紙類・衣類」に分かれます。正しく分別し、ごみ袋(粗大ごみは処理券シール・ビン類は収集コンテナ)へ入れ、収集日の朝8時30分までに出示してください。

ごみは、ルールを守り正しい方法で「ごみステーション」へ排出してください。

※「ごみステーション」に囲いが無い場合は、ごみ袋の上に飛散防止ネットを張るなどの工夫をお願いします。



【お問い合わせ先】環境水道課 ☎22-3119 大正 町民生活課 ☎27-0112
十和 町民生活課 ☎28-5112 クリーンセンター銀河 ☎22-2227